

よくあるご質問



今までの紙の健康保険証等は、もう必要ないですか？



いいえ、必要です。
病院等にかかれるときは、今まで通り紙の健康保険証等を持って行ってください。なぜならカードリーダー等が故障する可能性もありますので、紙の健康保険証等が必要です。



マイナンバーカードを作ったら、すぐに健康保険証として使えますか？



いいえ、マイナンバーカードを作っただけでは健康保険証として使えません。あらかじめスマートフォン等から保険証利用の申込が必要です。



すべての医療機関・薬局において、マイナンバーカードが使えますか？

いいえ、まだすべての医療機関・薬局では使えません。
現在、医療機関・薬局はシステム整備を進めているところです。対応している医療機関等には、このようなステッカー・ポスターが貼ってあります。



ステッカー



ポスター



保険者を異動した場合（市町村国保⇔建設国保、協会けんぽ⇔建設国保 等）の手続きは必要ですか？



はい、必要です。
従来通り、保険者への異動届等の提出を行ってください。



マイナンバーカードを紛失・破損したときは、どうしたらいいですか？

マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に連絡してください。24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。また、マイナンバーカードの番号が変更になったときは、必ず建設国保にも連絡をお願いします。建設国保での登録番号も変更いたします。

※建設国保がマイナンバーカードを発行しているわけではありませんので、利用停止・再交付することはできません。ご注意ください。



マイナンバーは希望すれば自由に変更することができますか？

マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請又は市区町村長の職権により変更することができます。



※今後の状況次第で開始時期等が変更となる可能性もございますので、あらかじめご了承ください。